

太子町学校給食調理等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

太子町教育委員会

## 1. 目的

この要領は、太子町学校給食調理等業務を委託するにあたり、複数の事業者から、豊富な知識と経験に基づく企画の提案を受け、安全で安心な学校給食の調理等業務を継続して行うことができる事業者を選定することを目的とする。

## 2. 業務委託の概要

### (1) 委託名

太子町学校給食調理等業務委託事業

### (2) 履行期間

令和6年8月1日 ~ 令和11年7月31日

### (3) 業務内容

別紙「太子町学校給食調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行場所

南河内郡太子町地内

### (5) 予定調理食数

約1,200食/日

### (6) 提案上限額（消費税及び地方消費税は除く）

347,772千円（5年）

## 3. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 太子町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 法人税、消費税、法人事業税、法人府県民税等をいずれも滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 太子町暴力団排除条例（平成25年6月28日条例第20号）の規定に該当しない者であること。
- (5) 太子町建設工事等指名停止要綱の規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく、破産手続開始の申立をしていない者。
- (8) 学校給食調理等業務の受託実績を複数有していること。
- (9) 厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの適応を受ける施設で、学校給食調理業務又はその他の調理業務を営んでいること。
- (10) 食品衛生法第52条第1項に規定する、飲食店営業許可を受けていること。
- (11) 大阪府内に本社・支店または営業所を有し、教育委員会・学校給食センター・町立

- 小中学校・町立幼稚園との連絡・調整が速やかに行えること。
- (12) 大阪府内において過去3年以内に、学校給食調理業務に関して、食中毒事故等により営業停止等の行政処分を受けたことがないこと。  
については、大阪府内所管保健所の証明書を提出すること。
- (13) 賠償責任保険に加入していること。
- (14) 本業務委託に参加できる要件を満たした事業者を履行保証人とする事。
- (15) 学校給食に深い理解を有し、安全で安心な学校給食の提供に関して前向きに取り組んでいること。
- (16) 学校給食に関する安全衛生管理について十分な能力を有し、食品の安全衛生管理及び健康管理に関しても従業員教育が徹底されていること。

#### 4. プロポーザル実施日程

- (1) 学校給食調理等業務委託事業者の募集（ホームページ掲載）  
令和6年5月8日（水）
- (2) プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）の提出締切り  
令和6年5月28日（火）
- (3) 施設の見学  
令和6年6月4日（火）
- (4) 質問書（様式第3号）の提出  
令和6年6月4日（火）  
～10日（月）
- (5) 質問に対する回答  
令和6年6月14日（金）
- (6) プロポーザル参加辞退書（様式第2号）の提出締切り  
令和6年6月19日（水）
- (7) プロポーザル参加申込書（様式第4号）及び添付資料の提出  
令和6年6月19日（水）
- (8) プロポーザル企画提案書（様式第6号）の提出締切り  
令和6年6月19日（水）
- (9) 委託事業者選定委員会による審査（プレゼンテーション）  
令和6年6月24日（月）
- (10) 審査結果通知  
令和6年7月22日（月）
- (11) 契約締結  
令和6年7月22日（月）  
～31日（水）【予定】

## 5. 申請に関する留意事項

### (1) 実施要領

申請書類の提出をもって、実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 申請費用の負担

申請に関する必要な費用は、事業者の負担とする。

### (3) 著作権

事業者から提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。

### (4) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、返却しない。

なお、太子町情報公開条例（平成13年太子町条例第3号）の規定により、事前に断りのない限り、応募書類は公開対象とする。

### (5) 資料等の取り扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁止する。

### (6) 応募に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①申請書の提出時から受託事業者決定までの間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ②同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④著しく信義に反する行為があった場合
- ⑤申請内容が実施要領又は仕様書の内容と相違している場合

## 6. 従業員等の配置

仕様書に掲げる従業員定足数及び資格要件を遵守すること。

## 7. プロポーザル参加意思表明書

本プロポーザルに参加の意思がある事業者は、次のとおりプロポーザル参加意思表明書を学校給食センターまで提出してください。

- (1) 提出書類：プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出方法：持参・郵送（期限内必着に限る）
- (4) 提出期限：令和6年5月28日（火） 午後4時必着
- (5) 提出書類詳細：提出書類については、本町指名業者登録時に届出している住所、商号又は名称、使用印であること。

## 8. プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加意思表明書を提出した事業者で、プロポーザル（企画提案）に参加しない場合は、次のとおり、プロポーザル参加辞退書を提出してください。

- (1) 提出書類：プロポーザル参加辞退書（様式第2号）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出方法：持参・郵送（期限内必着に限る）
- (4) 提出期限：令和6年6月19日（水）まで 午後4時必着
- (5) 提出書類詳細：提出書類については、本町指名業者登録時に届出している住所、商号又は名称、使用印であること。

## 9. 質問の受付・回答

本実施要領に関する質問は、次のとおり受け付け、参加事業者すべてに回答する。なお、軽易な事項（本仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。

- (1) 提出書類：質問書（様式第3号）
- (2) 提出方法：電子メール  
送 信 先 太子町立学校給食センター  
Email : kyusyokusenta@town.taishi.osaka.jp
- (3) 受付期間：令和6年6月4日（火）から10日（月）まで
- (4) 回答期日：令和6年6月14日（金）
- (5) 提出書類詳細：提出書類については、本町指名業者登録時に届出している住所、商号又は名称、使用印であること。

## 10. プロポーザル参加申込書及び添付資料の提出

プロポーザル参加申込書の提出を行った事業者（参加辞退書提出者は除く。）は、次のとおり、プロポーザル参加申込書に係る書類を添付し、提出してください。

- (1) 提出書類：プロポーザル参加申込書（様式第4号）
  - ◆添付書類 ①会社概要
  - ②学校給食業務の受託実績を示す書類
  - ③見積書（様式第5号）
  - ④企業単体の賃借対照表及び損益計算書（直近3期分）
  - ⑤納税証明書
    - 【国税】「法人税」及び「消費税及び地方消費税」《その3の3》
    - ※税務署発行分
    - 【都道府県民税】「法人事業税」、「法人都道府県民税」に
    - 未納がない証明 ※都道府県税事務所発行
  - ⑥過去3年の間に営業停止等の処分を受けていないことを証明する所管保健所の証明書

⑦その他参考資料

- (2) 提出部数：各 1 部（正本 1 部 副本 1 部）
- (3) 提出方法：持参・郵送（期限内必着に限る）
- (4) 提出期限：令和 6 年 6 月 19 日（水） 午後 4 時必着
- (5) 提出書類詳細：提出書類については、本町指名業者登録時に届出している住所、商号又は名称、使用印であること。

11. プロポーザル企画提案書（審査申請書類）

プロポーザル参加事業者は、第 6 号及び資料をファイリングし提出すること。

- (1) 提出書類：①プロポーザル企画提案書（様式第 6 号）

②その他参考資料

- (2) 提出部数：各 18 部（正本 1 部、副本 17 部）
- (3) 提出方法：持参
- (4) 提出期限：令和 6 年 6 月 19 日（水）午後 4 時必着
- (5) 提出書類詳細：提出書類については、本町指名業者登録時に届出している住所、商号又は名称、使用印であること。

**(注) 副本は住所、商号又は名称、使用印は記載及び押印はしないこと。**

12. プロポーザル（審査）による契約事業者の選定

太子町学校給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、提案書等による審査を実施し、委託事業者を選定します。

審査において、会社概要等を簡潔に説明し、別添様式第 4 号及び第 5 号から第 6 号までについてプレゼンテーションを行う。パワーポイント使用の場合のプロジェクター等必要機材は全て申請者で準備すること。

説明時間 15 分、質疑時間 5 分 計 20 分程度

(1) 選定委員会の概要

①選定委員

学校給食運営委員会会長、小中学校・幼稚園の代表（校園長等及び P T A）、  
栄養教諭 計 10 名（予定）

②審査実施日

令和 6 年 6 月 24 日（月）

※開催時間は別途、通知する。

(2) プロポーザル（審査）における着眼点

- ①業務遂行能力
- ②他自治体等における実績
- ③福祉化への取組み（就職困難者への配慮）
- ④従業員の配置計画
- ⑤学校給食に対する理解

- ⑥安全衛生に対する取り組み
- ⑦地域住民の雇用に対する考え方
- ⑧見積額の適正性
- ⑨突発事故等の対応措置
- ⑩従業員に対する研修計画

### 13. 受託事業者の決定

選定結果については、選定委員会による審査後、内部手続を経て7月22日（月）にプロポーザル（審査）参加事業者へ書面にて通知する。

なお、審査申請件数が1業者の場合でも、審査は行うものとし、選定結果によっては、委託契約を締結しないこともあり得るものとする。

### 14. その他

受託事業者決定後の辞退は認めない。

◆問合せ・書類提出先（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

なお、お問い合わせは、下記のアドレスへメールでお問い合わせください。

〒583-0992 南河内郡太子町大字山田3454番地の1

太子町立学校給食センター

電 話： 0721-98-4607

F A X： 0721-98-4609

Email： kyusyokusenta@town.taishi.osaka.jp